

別添

「消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第 73 号）施行に伴う身体障害者用物品の非課税扱いについて」新旧対照表

改 正 後	現 行
今般、消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第73号）が本年５月15日に、関係政省令、告示が６月７日及び９月26日に、それぞれ交付され、10月１日から施行されることとなった。 今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第 1 （略） 第 2 （略） 1 ～ 3 （略） <u>3 の 2 車載用姿勢保持装置</u> <u>機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節等を固定するためのパッド等を装備し、乗車中の姿勢の保持を可能にする機能を有する車載用の装置であること。</u> 4 ～ 17 （略） <u>18及び19 削除</u>	今般、消費税法の一部を改正する法律（平成３年法律第73号）が本年５月15日に、関係政省令、告示が６月７日及び９月26日に、それぞれ交付され、10月１日から施行されることとなった。 今回の改正により、一定の身体障害者用物品が非課税とされることになったが、その具体的内容は左記のとおりであるので、御了知の上、管下市町村、関係機関、関係団体、関係事業者等に周知徹底を図るとともに必要な指導を行い、その運用に遺憾のないようにされたい。 記 第 1 （略） 第 2 （略） 1 ～ 3 （略） <u>（新設）</u> 4 ～ 17 （略） <u>18 頭部保持具</u> <u>車椅子等に装着し、身体に障害を有する児童の頭部を固定する機能を有するものであること。</u> <u>19 座位保持椅子</u> <u>児童の機能障害の状況に適合させるため、体幹、股関節</u>

改 正 後	現 行
20～28の 9 （略） 28の10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置 視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、<u>音声、振動等の視覚情報以外の方法</u>のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有する ものに限られるものであること。 28の11～29の 2 （略） 30 特殊寝台 身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限られるものであること。 イ・ロ （略） ハ キャスターを装着していないもの<u>又はキャスターを装着している折畳み式のものであって折畳み時にのみキャスターが接地するもの</u>であること。 31～36 （略） 第 3 ～ 第 4 （略）	<u>等を固定するためのパッド等の付属装置を装備し、座位を保持することを可能にする機能を有する椅子であること。</u> 20～28の 9 （略） 28の10 視覚障害者用携帯型歩行支援装置 視力に障害を有する者の歩行に必要な情報の入手を容易にする製品であって、<u>点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、触覚や音声信号</u>のみにより情報を確認できる機能を有し、人工衛星を利用した情報通信ネットワーク等を通じて地図情報 及び位置情報を受信する機能又は超音波を利用して障害物を検知する機能を有する ものに限られるものであること。 28の11～29の 2 （略） 30 特殊寝台 身体に障害を有する者が家庭において使用する寝台であって、身体に障害を有する者の頭部及び脚部の傾斜角度が調整できる機能を有するもので、次に掲げる条件の全てを満たすものに限られるものであること。 イ・ロ （略） ハ キャスターを装着していないものであること。 31～36 （略） 第 3 ～ 第 4 （略）